

令和5年度越谷市社会福祉審議会全体会議録

令和5年5月26日(木) 15:00～

越谷市役所本庁舎8階 第一委員会室

○委員定数(45名)

○出席委員(28名)

白川 秀嗣	委員	越谷市議会議員
永福 徹	委員	越谷市社会福祉協議会
高野 淑恵	委員	越谷市手をつなぐ育成会
齊藤 峰雄	副委員長	越谷市民生委員・児童委員協議会
佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
高橋 一夫	委員	ロービジョン友の会アリス
佐藤 辰之	委員	越谷市医師会
五味田 真紀子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
戸巻 正	委員	越谷市コミュニティ推進協議会
高橋 忠	委員	越谷市歯科医師会
深野 弘	委員	越谷市自治会連合会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
近藤 明生	委員	越谷市PTA連合会
岩井 由起子	委員	越谷市PTA連合会
中村 幸弘	委員	越谷市薬剤師会
清水 絹代	委員	越谷市老人クラブ連合会
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
朝日 雅也	委員長	埼玉県立大学
高島 恭子	委員	埼玉県立大学
森 恭子	委員	文教大学
日比谷 富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
友野 由紀恵	委員	公募委員
角田 範夫	委員	公募委員
安井 弘恵	委員	公募委員
後藤 孟司	委員	公募委員
平川 好子	委員	公募委員
福島 茂樹	委員	公募委員
根岸 幸徳	委員	公募委員

○欠席委員（17名）

関根 英子	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
竹村 厚子	委員	越谷市私立幼稚園協会
松田 繁三	委員	越谷市医師会
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
古野 量平	委員	越谷公共職業安定所
中岡 朋代	委員	越谷市子育てサークルネットワークの会
高橋 奨	委員	越谷商工会議所
田島 昌子	委員	越谷市小学校長会
宮下 昭宣	委員	越谷市聴覚障害者協会
深井 功夫	委員	越谷地区保護司会
新美 由美子	委員	越谷市ボランティア連絡会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
長島 裕輔	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
齋藤 宏之	委員	埼玉県越谷児童相談所
越智 幸一	委員	埼玉県立大学
宮地 さつき	委員	文教大学
松下 薫	委員	公募委員

○事務局出席者

福田 晃 市長

【福祉部】

小田 大作	福祉部長
大熊 宏昌	福祉総務課長
渡邊 智行	生活福祉課長
山崎 健晴	障害福祉課長
白井 正俊	福祉総務課副課長
黒沢 和人	障害福祉課副課長
上村 裕司	障害福祉課主幹
細谷 真里	福祉総務課主任
丸岡 龍介	障害福祉課主任

内田 千尋 福祉総務課主事

坂田 憲太郎 障害福祉課主事

【地域共生部】

山元 雄二 地域共生部長

渡辺 真浩 地域共生部副部長

小田 哲郎 地域共生推進課長

小林 道之 地域包括ケア課長

齋藤 将宏 地域共生推進課調整幹

相田 亮 地域包括ケア課調整幹

星 達也 地域共生推進課主幹

田中 雄大 地域共生推進課主事

富松 正行 地域共生推進課主事

【子ども家庭部】

富岡 章 子ども家庭部長

関 泰輔 子ども施策推進課長

金子 豊 子ども福祉課長

平塚 友紀子 子ども福祉課子ども安全室長

佐久間 敏彦 子ども施策推進課副課長

市川 今日子 子ども福祉課副課長

菅野 佑也 子ども施策推進課主幹

I 社会福祉審議会・全体会（15：00～）

1 開 会

会議の成立について

越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。
委員総数45名のうち28名が出席しているため、会議が成立することを報告。

2 あいさつ

委員長からあいさつを頂く。

3 諮 問

第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画の策定について、市長より越谷市社会福祉審議会に諮問。

4 市長あいさつ

市長からあいさつを申し上げる。

5 協議事項（議事進行：朝日委員長）

（1）傍聴確認

本審議会は越谷市社会福祉審議会条例・施行規則・第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明。傍聴人1名入場する。

（2）令和4年度事業報告及び令和5年度事業予定について【資料1参照】

各分科会より、令和4年度事業報告及び令和5年度事業予定について説明。委員一同承認。

- ①民生委員審査専門分科会
- ②障害者福祉専門分科会・審査部会
- ③児童福祉専門分科会
- ④地域福祉専門分科会

質疑等(要旨)

【委員】

民生委員は訪問時に必ず身分証明書を提示することになっている認識だが、どのような運用になっているか。また、分科会からの説明で民生委員はボランティアと話があったが、公職ではないか。

【事務局】

民生委員には民生委員証を渡しており、適宜必要ときに提示するようお願いしている。また、民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員である。

【委員】

民生委員証の提示は適宜必要な時だけでなく、訪問時は必ず提示するべきではないか。

【事務局】

職務の一環で提示しており、訪問時に誤解を与えないよう、適切な場面で提示するものと考えている。

【議長】

初回の訪問では必ず提示したほうがいいと思われるが、ある程度人間関係が構築されたら都度提示しなくてもいいと考える。

【委員】

重層的支援体制整備事業について、分科会でどのような論議がされているのか。

【事務局】

市役所の福祉に関する窓口は高齢者、児童、障がいなどの分野で分かれているが、昨今、80代などの高齢の親と50代の引きこもりの子どもが同居する世帯、いわゆる8050問題など家庭で抱えている問題は複雑化しており、一つの部署で対応するのが困難になってきている。そのため、様々な分野が連携し包括的に支援していく体制づくりとして、重層的支援体制整備事業に取り組んでいる。

分科会では、支援の体制づくりについて、福祉の専門職だけでなく、地域の人々も含めて一緒に支援していけるような体制などについてご協議いただいている。

(3) 障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について【資料2参照】

障害福祉課長より、障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について説明。

委員一同承認。

～質疑なし。～

6 報告事項（議事進行：朝日委員長）

① こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行について【資料3参照】

こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行について事務局より説明。

質疑等（要旨）

【委員】

資料3の5ページにある【第10条】都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）とあるが、越谷市として具体的な方針はあるのか。

【事務局】

計画を策定する予定である。法律に、こども等の意見を聴取して反映するよう記載があるが、専門分科会で協議していきたい。

【委員】

こども基本法で示している「全てのこども」とはどういった定義なのか。また、こども基本法の基本理念⑤の「こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第1義的責任を有するとの認識の下」とあるが、どういった意味か。

【事務局】

年齢で一律に設けるものではなく、妊娠前から妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期というように発達過程にあるこどもを指すと考える。こどもの養育については、国民としての最低限の義務として家庭での養育義務があると考ええる。

【委員】

「全てのこども」という表現において、こどもの住んでいる地域や国内外など、法の解釈によっては広く捉えられると思うがどこまでを指すのか。また、家庭の在り方は大きく変わってきており、父母がいる家庭を一般的認識とするのであれば、家庭に対する概念が固定されてしまい、基本理念の示すものでは限定的な捉え方になってしまうのではないか。

【事務局】

住んでいる地域は問わず、海外のこどもも含め広義で受け止めている。また、前文や趣旨を踏まえて、家庭の在り方は、国の示す通り父母その他の保護者が第1義的責任を有するとの認識の下、家庭での養育を基本的に行っていくものと考ええる。

【議長】

法の解釈に対する重要性を共有していくことが大切であると感じる。また、「全てのこども」という表現については、「全て」という表現をいれないとどうしても漏れてしまうこどもが出てきてしまう。ただ、本来であれば「全て」とは表現せずとも、こどもはかけがえのない存在であることを認識することが大事である。また、固定的な考えに捉われて狭い解釈をせず、幅広い可能性を常に追求できるよう審議していきたい。

【委員】

こども基本法の法的位置づけは児童福祉法の上位法になるのか。また、こども基本法における全てのこどもとあるが、そこに障がい児が含まれるとなると第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画の策定はどのような方向に向かっていくのか。

【事務局】

こども基本法が上位法となると考えている。また、第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画の策定については、18歳未満は障がい児、18歳以上は障がい者になるが、障害福祉サービスとしては継続して利用するので、障害福祉サービスの提供体制の確保やヘルパーの見込み量など、包括して一体的に対応していくものであり、これまでと同様に、国から示される基本指針等に基づき策定していきたい。

② 重層的支援体制整備事業について【資料4参照】

重層的支援体制整備事業における各事業概要や令和4年度の実施結果等について事務局より説明。

【委員】

新規事業の多機関協働事業について、社会福祉協議会へ委託し機能していると思われるが、支援の流れはどのようになるのか。

【事務局】

仮に、生活自立相談よりそいへ相談に来た方の相談内容が、よりそいだけでなく他機関にも関わり、包括的な相談支援体制が必要と判断した場合、社会福祉協議会のCSWへつなぎ、重層的支援会議の開催や他機関との調整などを行い、複数の機関が関わりながら市民に適切な支援を提供するといった流れとなる。

③ ケアラー・ヤングケアラー実態調査について【資料5参照】

令和5年6月中旬から開始するケアラー・ヤングケアラー実態調査について事務局より説明。

【委員】

ケアラー・ヤングケアラーの支援に対する検討をしていくということだが、介護の在り方は複雑化している。調査項目はすでに国・県の調査項目に応じて決まっているとのことだが、調査項目はどのように決まったのか。また、調査結果は報告するとのことだが、結果に対する分析・解析が必要だと思うがどのように考えているか。

【事務局】

調査項目については、他自治体が実施している調査項目を参考にしつつ検討を重ねた。その中で国・県の調査項目とも比較し、越谷市の特性も抽出しながら国・県が行っている調査項目に合わせた。また、調査結果に対する分析・解析等については、専門的な業者へ委託している。分析・解析の内容については、業者ともすり合わせを行ったうえで分析・解析を行い、ケアラー・ヤングケアラーの支援について検討していきたい。

④その他

質疑等（要旨）

【委員】

意見として3点お伝えしたい。

1点目は、昨今児童の権利が盛んに叫ばれているが、アドボカシー（権利擁護）という概念があり、アドボカシーをしっかり行う必要があると考える。また、児童の権利擁護における相談事業のなかでさまざまな問題が出てくるが、そのアフターケアが困難であり、問題を解決するための人的・質的な体制づくりが重要であると考えている。アフターケアに対応できる人員を養成していくことも重要であり、子どもたちのトータルな意見を汲み上げられるような体制づくりを行っていく必要があると考える。

2点目は、重層的支援体制整備事業の新規事業については越谷市社会福祉協議会へ委託とあるが、社会福祉協議会へ丸投げするのではなく、必要機関と連携し、支援を行っていく必要があると考える。

3点目は、越谷市においてさまざまな計画が策定されているが、継続性が足りないと感じている。継続性をフォローするためには、実績を数値化していく必要がある。社会的養護の指数などもあるが、実績を数値化することで前年度と比較しどのようになっているか把握しやすくなるため、うまく活用して今後計画を進めていってほしい。

【議長】

ご意見として頂戴する。政策を進めていくうえで基本となるポリシーを明確化することは重要であると考えている。また、各分科会において計画の評価を行ってほしい。評価を行う上でも、委員等へ説明できるような評価の手法を考えてほしい。

6 その他

事務局から、委員の任期は令和6年5月25日までとなっているため、次任期に向けて各団体への選出依頼や公募での委員応募を行っていく旨を報告。また、次回の越谷市社会福祉審議会全体会は令和6年5月に委嘱状交付式と併せて予定している旨を報告。

7 閉 会

副委員長からあいさつを頂く。

議事終了（～17:00）